

会 議 案 第 号

大津市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び大津市議会委員会
条例（平成26年条例第3号）第21条の規定により、次のとおり提出します。

令和 年 月 日

大 津 市 議 会 議 長
幸 光 正 嗣 様

提 出 者

大津市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

大津市議会個人情報保護条例（令和５年条例第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																														
(定義) 第2条　一略－ 2～9　一略－ 10　この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>以下「番号利用法」という。</u>）<u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。 11～13　一略－ （利用及び提供の制限） 第12条　一略－ 2～4　一略－ 5　保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで<u>及び第29条</u>の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td>一略－</td><td>一略－</td><td>一略－</td></tr><tr><td></td><td>一略－</td><td>一略－</td></tr><tr><td>一略－</td><td>一略－</td><td>一略－</td></tr><tr><td>一略－</td><td>一略－</td><td>一略－</td></tr><tr><td>一略－</td><td>一略－</td><td>第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利</td></tr></table>	一略－	一略－	一略－		一略－	一略－	一略－	一略－	一略－	一略－	一略－	一略－	一略－	一略－	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利	(定義) 第2条　一略－ 2～9　一略－ 10　この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>第12条第5項において「番号利用法」という。</u>）<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。 11～13　一略－ （利用及び提供の制限） 第12条　一略－ 2～4　一略－ 5　保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td>一略－</td><td>一略－</td><td>一略－</td></tr><tr><td></td><td>一略－</td><td>一略－</td></tr><tr><td>一略－</td><td>一略－</td><td>一略－</td></tr><tr><td>一略－</td><td>一略－</td><td>一略－</td></tr><tr><td>一略－</td><td>一略－</td><td>第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利</td></tr></table>	一略－	一略－	一略－		一略－	一略－	一略－	一略－	一略－	一略－	一略－	一略－	一略－	一略－	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利
一略－	一略－	一略－																													
	一略－	一略－																													
一略－	一略－	一略－																													
一略－	一略－	一略－																													
一略－	一略－	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利																													
一略－	一略－	一略－																													
	一略－	一略－																													
一略－	一略－	一略－																													
一略－	一略－	一略－																													
一略－	一略－	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利																													

		用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき			用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
一略一	一略一	一略一	一略一	一略一	一略一
（個人情報ファイル簿の作成及び公表） 第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。 (1)～(9) 一略一 2 一略一 (1) 一略一 ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファ			（個人情報ファイル簿の作成及び公表） 第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（第3項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。 (1)～(9) 一略一 2 一略一 (1) 一略一 ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人		

イルを含む。) イ〜キ 一略一 (2)及び(3) 一略一 3 一略一 (開示請求権) 第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、<u>議会の保有する自己</u>を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下<u>この章において「代理人」と総称する。</u>）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下<u>この章及び第48条において「開示請求」という。</u>）をすることができる。 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第27条 一略一 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下<u>この章において「開示決定」という。</u>）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 (1)及び(2) 一略一 3 一略一 (訂正請求権) 第31条 一略一 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下<u>この章及び第48条において「訂正請求」という。</u>）をすることができる。	情報ファイルを含む。) イ〜キ 一略一 (2)及び(3) 一略一 3 一略一 (開示請求権) 第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第27条 一略一 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 (1)及び(2) 一略一 3 一略一 (訂正請求権) 第31条 一略一 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。
--	--

3 一略一 (訂正請求の手續) 第32条 一略一 2 一略一 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下<u>この章において</u>「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (利用停止請求権) 第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報^{（一）}が次の各号のいずれかに該当すると ^{（二）}思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下<u>この章において</u>「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。 (1)及び(2) 一略一 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下<u>この章及び第48条において</u>「利用停止請求」という。）をすることができる。 3 一略一 (利用停止請求の手續) 第39条 一略一 2 一略一 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下<u>この章において</u>「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、	3 一略一 (訂正請求の手續) 第32条 一略一 2 一略一 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (利用停止請求権) 第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報^{（一）}が次の各号のいずれかに該当すると ^{（二）}思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。 (1)及び(2) 一略一 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。 3 一略一 (利用停止請求の手續) 第39条 一略一 2 一略一 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求
---	---

その補正を求めることができる。 (開示請求等をしようとする者に対する<u>適切な措置</u>) 第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。	めることができる。 (開示請求等をしようとする者に対する<u>情報の提供等</u>) 第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に<u>資する情報の提供</u>その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第10項の改正規定（「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める部分に限る。）及び第12条第5項の改正規定（「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める部分に限る。）は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）により、引用する条に繰下げが生じること等に伴い、所要の改正を行うもの